



## 名古屋市公会堂「特別申請」のご案内

このたびは名古屋市公会堂のご利用をご検討いただき、誠にありがとうございます。

名古屋市公会堂では、大ホール・4階ホールをご利用いただく際（全館利用も含みます）に通常の使用申込よりも早い時期に申込ができる「特別申請」の制度を設けていますが、以下の各事項をご理解、ご確認いただいたうえでお申し込みください。

### 特別申請の条件

特別申請をする際は一定の条件を満たすことが必要です。またそれらの条件を満たした場合でも他の申請者と競合した場合、優先順位があります。従って、申請される場合は先ず「特別申請審査申込書」をご提出いただきます。特別申請の審査結果は「審査結果通知書」でお知らせします。

#### ■特別申請の受付基準

次のいずれかに該当するものとします。

- ア 市又は市の機関及び官公署等が主催する行事
- イ 公益財団法人名古屋文化振興事業団が主催する行事(市の補助対象事業のみ)
- ウ 指定管理者が市の承認を得て行う行事
- エ 全国的な規模の行事
- オ 全日全館使用する行事
- カ 大ホールを全日2日以上連続使用する行事
- キ 4階ホールを全日2日以上連続使用する行事
- ク 外国アーティスト等で企画に長時間を要する行事
- ケ 一般市民対象の行事で特に有益と認めるもの

#### ■使用許可の優先順位

原則として(1)アを第1順位とし、以下イからケの順位とします。

### 特別申請の受付期間

全館・大ホール	受付基準ア～ウ	利用希望日の <b>25 か月前</b> の月の初日(最初の平日)～13 か月前の月の末日
	受付基準エ～ケ	利用希望日の <b>24 か月前</b> の月の初日(最初の平日)～13 か月前の月の末日
4階ホール	利用希望日の <b>12 か月前</b> の月の初日(最初の平日)の翌日～7 か月前の月の末日	

※ご利用希望日が2日以上の場合は最初の日の属する月から

※1月の初日の場合、受付開始日は4日以降の最初の平日

## 空き日の確認

### ■ 日数制限

一般申込の利用枠を確保するため、特別申請には日数制限を設けています。

原則として各月各曜日の合計日数の2分の1までです。(例えば、日曜日が4日または5日ある月で特別申請を受けられるのは2日まで) 事前に必ず申請可能かどうかをお問い合わせください。

### ■ 4階ホールの場合

4階ホールの特別申請審査申込開始の12か月前の時点で、大ホールと4階ホールの同時利用や全館利用の特別申請で既に希望日がふさがっている場合があります。さらに受付開始は大ホールの一般申込開始日の翌日のため、大ホールとの併用で4階ホールの一般利用が入る可能性もあります。

4階ホールご希望の場合、事前に必ず空き日のご確認をお願いします。

## 以降の手続き 及び ホール以外の施設を同時利用する場合

審査通過後は、ご利用日の通常の受付開始時期(全館・大ホール1年前の最初の平日、4階ホール6カ月前の最初の平日)に「使用申込書」をご提出いただきます。

全館利用を除き、大ホール及び4階ホール以外の集会室等を同時に利用する場合(大ホール特別申請の場合は4階ホールも対象)、特別申請ではホールと同時に申込はできません。申込ができるのは、通常の受付開始時期となります。

そこで、「使用申込書」には、全ての使用施設をご記入のうえ、ご提出いただきます。

## 特別申請の注意

公平な利用を確保するため、同一団体が特別申請できる回数は(大ホール、4階ホール、全館利用の合計で)同一年度内に3回までです。

審査を通過した特別申請は、原則としてキャンセルや日程変更はできません。

また日数や区分数(午前・午後・夜間の時間帯)の削減もできませんので、十分ご注意ください。

以上をご理解いただいたうえで、特別申請を申込される場合は、「特別申請審査申込書」をお渡しします。ご不明な点がありましたらお気軽にお問合せください。